

高等教育の修学支援新制度
日本学生支援機構 給付・貸与奨学金
在学生向けガイド

2022(令和4)年度用

武蔵野美術大学 学生支援グループ 学生生活チーム

目次

| | |
|------------------|-----|
| 目次 | P.2 |
| 学生生活チームからのお願い | P.3 |
| 高等教育の修学支援新制度について | P.4 |

【認定要件】

| | |
|---------------------------|-----|
| ① 家計の経済条件に関する要件について | P.4 |
| ② 学業成績基準に係る要件について | P.5 |
| ③ 国籍・在留資格に関する要件について | P.6 |
| ④ 大学等に進学するまでの期間に関する要件について | P.6 |

【日本学生支援機構奨学金】

| | |
|-------------------------------|------|
| 日本学生支援機構について | P.8 |
| 給付型奨学金の対象者要件について | P.8 |
| 給付奨学金の支給額 | P.8 |
| 給付奨学金の支援区分について | P.8 |
| Jasso 給付奨学金支給額における注意事項「自宅外通学」 | P.9 |
| 支給額における注意事項「第一種奨学金との併給利用について」 | P.9 |
| 給付奨学金を受けられる期間 | P.10 |
| Jasso 給付奨学金の申込時期について | P.13 |
| Jasso 家計急変による給付奨学金申込について | P.13 |
| 貸与奨学金について | P.15 |

【授業料等減免制度】

| | |
|----------------------------|------|
| 授業料等減免制度について | P.20 |
| 入学金の減免について | P.20 |
| 入学金・授業料の減免額について | P.20 |
| 入学金・授業料の減免方法について | P.21 |
| 授業料等の減免(還付)実施後に支援区分が変更した場合 | P.21 |
| 採用後に関する注意事項 | P.22 |
| 申し込み手続きについて | P.24 |

【巻末】

| | |
|-----------|--|
| 各種手続き用様式集 | |
|-----------|--|

学生生活チームからのお願い

高等教育の修学支援新制度はもちろん、日本学生支援機構 奨学金制度を利用するにあたっては、申込、あるいは継続を申請するなどの手続きが非常に複雑で、提出書類も多くあります。それらの手続きや提出書類は、大学や日本学生支援機構で定められた期日があり、期日を破ってしまうと停止する、あるいは廃止されてしまいます。皆さんが困ることなく適正に奨学金を受給し、学ぶことができるよう、学生生活チームからお知らせ配信をしたり、場合によっては携帯電話に直接連絡するなどさせていただいています。

つきましては、以下の各項目を行い、遵守いただけますようお願いいたします。

① LiveCampus の通知について、必ず確認できるデバイス(スマートフォンなど)に転送設定を行ってください。

→武蔵野美術大学では「LiveCampus(ライブキャンパス)」という学内システムを使っています。大学から配信される情報の閲覧やスケジュール管理、教務システム(履修登録、成績の確認など)、進路情報システム(就職関連)、Webメールなどを利用することができます。転送設定の方法など、詳細は入学時に配付された「学生用システム操作ガイド」という冊子をご覧ください。LiveCampus で配信したお知らせ等は、任意のメールアドレスに転送設定することができます。学生生活チームからの LiveCampus 配信を必ず確認できるようにしておいてください。

② 武蔵野美術大学 学生生活チームの電話番号(042-342-6028)を自分の携帯電話に登録してください。

→ケースによってはこちらから電話連絡をさせてもらうことがあります。その際、知らない番号だから出ないなどをされてしまうと、大事なお知らせが伝わらなくなってしまう恐れがあります。武蔵野美術大学 学生生活チームからの電話だとすぐに分かるように、連絡先に登録しておいてください。また、都合が悪くて出られなかった場合は、必ずかけ直すようにしてください。どうしても連絡が付かない場合は、保証人(父母等)に連絡させていただくこともありますのでご承知おきください。

③ 奨学金は学生(自分自身)が借りる・受給するものという認識を持ち、手続きは必ずご自身で行ってください。

→奨学金を利用して勉強をするのは、紛れもなく学生ご本人です。手続きや提出書類の作成、スケジュール管理などは、必ず学生ご自身で行ってください。奨学金制度は家計や成績など、プライバシーに係る内容も扱います。保証人の方から電話での問い合わせを受けることもありますが、原則として本人確認できた学生本人にしか話せない内容もあります。必ず手続きは自分で行うように心がけてください。

④ 書類提出など、手続きの期日を遵守してください。

→言うまでもありませんが、期日に間に合わなかった場合は奨学金が休停止・廃止するなどします。

「通知を見ていなかった」「期日を忘れていた」「課題やアルバイトが忙しく、手続きできなかった」等は理由とはなりませんので、必ず余裕を持って手続きを行ってください。

よろしくお願ひ致します。

武蔵野美術大学
学生支援グループ 学生生活チーム
9:00~16:30(お昼休み 12:40~13:40 除く)

高等教育の修学支援新制度とは

高等教育の修学支援新制度は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)及び関係政省令等の法令に基づき、国が認定する高等教育機関に在籍する日本人等の学部学生(特別永住者・永住者などを含む)のうち、**住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯を対象**として、国の統一基準により令和2年度から実施された新たな経済的支援制度です。

高等教育の修学支援新制度の内容としては、同制度の支援対象者の要件を満たし、申請に基づき認定された方に対して、独立行政法人日本学生支援機構(以下「Jasso」)が実施する返還を要しない給付型奨学金(以下「**給付奨学金**」)の給付と、入学金・授業料の減免の認定により大学が実施する入学金・授業料等の減免(以下「**授業料等減免**」)の2つの支援が行われます。

高等教育の修学支援新制度の支援の適用を受けるには、**Jasso 給付奨学金と授業料等減免**の両方の申請を行う必要があります。まずは Jasso 給付奨学金に申し込みを行います。Jasso 給付奨学金と授業料等減免の要件は一致するため、Jasso 給付奨学金に採用された方は、ほぼ自動的に「**授業料等減免制度認定対象者**」としてみなされます。その後、当該学生より授業料等減免認定申請書の提出等、認定申請を行っていただき、Jasso にて決定された支援区分並びに受給期間に応じて、入学金(新1年生等のみ対象)、授業料等減免申請者への減免が大学より実施されます。

給付奨学金は「学部生」が対象です。そのため、**高等教育の修学支援新制度については、大学院生は対象となりません**のでご注意ください。

高等教育の修学支援新制度：認定要件について（Jasso・授業料等減免とも）

① 家計の経済条件に関する要件について

【所得】

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者※の合計額が、以下の基準額に該当すること。
 ※生計維持者＝父母（死別・離別している場合はどちらか一方、父母に代わって生計を維持する者がある場合はその者）。

(算式)市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

【基準額】

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 第Ⅰ区分 (標準額の支援) | : 100円未満 |
| 第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) | : 100円以上 ~ 25,600円未満 |
| 第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) | : 25,600円以上 ~ 51,300円未満 |

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により、同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

【資産】

学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること。

- ・生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満
- ・生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産・負債は対象となりません）

※学生本人(申込者本人)に**所得があり**、市区町村民税を課税されている場合、**学生本人の所得も申告する必要がある**。その場合は課税証明書等の提出が必要となります。

| 所得基準額に相当する目安年収（例） | | 住民税非課税世帯 | 準ずる世帯 | |
|------------------------------|-----------------|----------|---------|---------|
| | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
| | （支援額） | 3/3（満額） | 2/3 | 1/3 |
| ひとり親世帯 | 子一人（本人） | ～約210万円 | ～約300万円 | ～約370万円 |
| | 子二人（本人・高校生） | ～約270万円 | ～約360万円 | ～約430万円 |
| | 子三人（本人・高校生・中学生） | ～約270万円 | ～約360万円 | ～約430万円 |
| ふたり親世帯 （両親が生計維持者） ※片働き | 子一人（本人） | ～約220万円 | ～約300万円 | ～約380万円 |
| | 子二人（本人・高校生） | ～約270万円 | ～約300万円 | ～約380万円 |
| | 子三人（本人・高校生・中学生） | ～約320万円 | ～約370万円 | ～約430万円 |

※本表はあくまで一例です。Jassoの「[進学資金シミュレーター](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html)」で、個別世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象か、大まかに調べることが可能です。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

② 学業成績基準に係る要件について

支援対象者の要件のうち、「学業成績・学修意欲等に係る要件」については、Jasso 給付奨学金の申請や継続に際しての推薦を行うための基準でもあります。

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

| 在学採用 | |
|--|---|
| 1年生 | 2～4年生 |
| 申請時期：入学年 4月 | 申請時期：在学中（毎年）4月 |
| 以下の①～③のいずれかに該当すること。 | 以下の①、②のいずれかに該当すること。 |
| ①高等学校等における 評定平均値が3.5以上 であること。 又は入学者選抜試験の成績が上位1/2の範囲に属すること。 | ① GPA（平均成績） が在学する学部等における 上位1/2 の範囲に属すること。 |
| ② 高等学校卒業程度認定試験 の合格者であること。 | ②修得した単位数が 標準単位数以上 であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、 学修計画書 等により確認できること。 |
| ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有することが、 学修計画書 等により確認できること。 | ※採用基準となるGPA、修得単位数とともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」により判定されます。 |
| | ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。 |

ただし、この基準に該当する場合であっても、Jasso 適格認定における学業成績の基準において、「**廃止**」に該当する場合は、支給対象外となります。

| 区分 | 学業成績の基準 |
|----|---|
| 廃止 | 1. 修業年限で卒業または修了できないことが確定したこと。 |
| | 2. 修得した単位数の合計が、標準単位数の5割以下であること。 |
| | 3. 履修科目の授業への出席数が5割以下であること。その他、学修意欲が著しく低いと認められること。 |
| | 4. 以下の「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 |
| 警告 | 1. 修得した単位数の合計が、標準単位数の6割以下であること。 |
| | 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 |
| | 3. 履修科目の授業への出席数が8割以下であること。その他、学修意欲が低い状況にあると認められること。 |

※標準単位数は、1年→2年への進級時：31、2年→3年進級時：62、3年→4年進級時：93、4年→卒業時：124単位です。

国籍・在留資格に関する要件について

国籍・在留資格に関する要件は以下のとおりです。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、永住者、若しくは永住者の配偶者に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めた者(=将来、永住する意思があると認められた者)

なお、高等教育の修学支援新制度は Jasso 給付奨学金の要件と合致します。そのため、Jasso 給付奨学金申込時に、以下の書類提出が必要となりますのでご認識ください。

| 国籍 | 在留資格等 | 提出書類 |
|-------|---|---|
| 日本国以外 | 法定特別永住者 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 | ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 等、在留資格・在留期間が明記されているもの(いずれか1つ) |
| | 上記以外 | 支給の対象となりません。 |

※在留資格について、上記以外の「家族滞在」等は支給の対象となりません。

※「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

大学等に進学するまでの期間に関する要件について

以下の A～C のいずれかに該当することが対象要件となります。

- A** : 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- B** : 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から、認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が 5年を経過していない人で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- C** : 以下の a ～ c のいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の課程を修了した人など)
- a : 学校教育法施行規則第 150 条に該当する高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- ア) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者
- イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該過程を修了した者
- ウ) 文部科学大臣の指定した者
- b : 学校教育法施行規則第 150 条又は 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2年を経過していない人。
- ア) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- イ) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認められた者。

- c : 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者。
 ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18 歳に達した者。
 イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18 歳に達した者。

高校等の卒業者の場合

- (始) 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から、
 (終) 確認大学等に入学した日 までの期間が 2年を経過していない者 が対象となります。



高卒認定試験合格者の場合

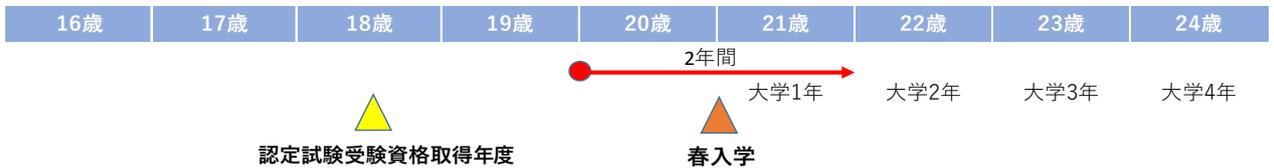
①

- (始) 認定試験受験資格取得年度の初日から、
 (終) 認定試験合格の日 までの期間が 5年を経過していない者等
 又は
 5年を経過した後も、引き続き学修意欲を有する者として機構が認める者であり、

かつ、

②

- (始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から、
 (終) 確認大学等に入学した日 までの期間が 2年を経過していない者が対象となります。



日本学生支援機構（Jasso） 給付型奨学金について

独立行政法人 日本学生支援機構とは

独立行政法人日本学生支援機構は、2004年4月1日に、国の様々な学生支援事業を総合的に実施する中核機関として創設されました。Japan Student Services Organization、略称: Jasso(ジャッソ)とも呼ばれています。Jassoの目的は、独立行政法人日本学生支援機構法において、「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学的环境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」と規定されています。

給付型奨学金の対象者要件について

Jassoの奨学金は「給付型」と「貸与型」の大きく2つがあります。**給付型は返済の必要がなく、貸与型は卒業後に返済する必要があります**(途中で辞退しても、在学猶予という手続きをすることで、卒業後の返済とすることが可能です)。前述のとおり、高等教育の修学支援新制度は、「Jasso 給付型奨学金」と「授業料等減免事業」の2つの制度が組み合わさった制度です。そのため、本項では主に給付奨学金に関して記載しています。貸与奨学金について詳しく知りたい方は、本資料のP.15～P.19及び『日本学生支援機構 貸与奨学金案内 2022年度在学者用(案内冊子) 奨学金を希望する皆さんへ』をご覧ください。また、同様に給付奨学金の機構案内冊子もありますので、併せて確認するようにしてください。

対象要件はP.4～P.7のとおりです。読んでいただくとわかるとおり、本制度は学部生が対象で、**大学院生は対象外**となりますのでご注意ください。

給付奨学金の支給額

給付奨学金としてJassoに採用されてから卒業する(修業年限の終期)まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者及び通学形態(自宅通学か自宅外通学(一人暮らし)か)によって定まる額が、原則として毎月支給されます。なお、給付奨学金と貸与奨学金は同時に利用することも可能です。ただし、同時利用の場合の貸与額は調整がありますのでご注意ください。

| 種別 | 区分 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|------|------|----------------------|---------|
| 私立大学 | 第Ⅰ区分 | 38,300円 (42,500円) | 75,800円 |
| | 第Ⅱ区分 | 25,600円 (28,400円) | 50,600円 |
| | 第Ⅲ区分 | 12,800円 (14,200円) | 25,300円 |

※通信教育課程では、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国立・私立、自宅・自宅外の別に限らず、第Ⅰ区分:51,000円、第Ⅱ区分:34,000円、第Ⅲ区分:17,000円が年1回支給されます。

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

給付奨学金の支援区分について

前述のとおり、支援区分は家計基準により「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」に分けられています。これは、一度決まったら当該年度ずっとその区分というわけではありません。毎年9月頃にJassoによって、適格認定(家計)という支援区分の見直しが行われます。例えば、4～9月は第Ⅰ区分、10～翌年3月は第Ⅱ区分、といったように、**支援区分は変わる**ということをご認識ください。また、この時、家計の状況によって「支援対象外」となる場合もあります。支援対象外となった場合は、給付奨学金は支援対象外の期間中、停止されます(同時に授業料減免も停止します)。ただし、これは廃止になったわけではなく、その期間停止しているだけの状態です。次の適格認定(家計)において再度支援対象として認められた場合、給付奨学金、授業料減免とも再開されます。そのため、**たとえ支援区分対象外となったとしても、「適格認定」や「継続願」等の手続きは行っていただく必要があります**ので、失念しないようにしてください。

Jasso 給付奨学金 支給額における注意事項 – 自宅外通学

- **自宅通学**とは、学生が生計維持者(原則父母)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます。
 - **自宅外通学**とは、学生が生計維持者のもとを離れて(生計維持者の単身赴任等は含みません)、家賃を支払って生活していることをいい、次のいずれかに該当する必要があります。
 - ・実家(生計維持者いずれもの住所)から通学する場合(以下②～④において同じ)、大学までの通学距離が片道 60 キロメートル以上(目安)。
 - ・大学までの通学時間が片道 120 分以上かかる(目安)。
 - ・大学までの通学費が月に 1 万円以上かかる(目安)。
 - ・大学までの通学時間が片道 90 分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下である(目安)。
 - ・その他、やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅(実家)からの通学が著しく困難である場合。
- ※自宅外通学を選択する場合、**証明書類の提出が必要**です。具体的には、「給付奨学金受給期間が含まれた契約期間の、**アパート等の賃貸借契約書のコピー**」などが必要となります。証明書類が提出されない限りは「自宅通学」の額が振り込まれ、自宅外通学が認定されてから、調整が行われます。

支給額における注意事項 – 第一種奨学金との併給利用について

P.8 「給付奨学金の支給額」に記載のとおり、給付奨学金と貸与奨学金は同時に利用することが可能です。Jasso 貸与奨学金には「**第一種奨学金(無利子貸与)**」と「**第二種奨学金(有利子貸与)**」の 2 つがあります。たとえば、給付奨学金と第一種奨学金と第二種奨学金の 3 つを同時に利用することも可能です。

しかし、その際に注意すべきなのが、「**第一種奨学金の併給調整**」と呼ばれるものです。給付奨学金と第一種奨学金を併給する場合、以下の表のとおり、**第一種奨学金の貸与を受けられる月額上限額が制限**されます。ですので、希望する月額が貸与されない場合があります。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整額）

| 学校種別・給付奨学金の区分 | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|---------------|------|------------------------------|---------|
| 私立 大学 | 第Ⅰ区分 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅱ区分 | 0円 | 0円 |
| | 第Ⅲ区分 | 21,700円 (20,000円、30,300円) | 19,200円 |

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※第一種奨学金に既に採用されている人が、給付奨学金に採用された場合、給付奨学金受給期間に振り込まれた第一種奨学金(差異分)については Jasso へ返金していただくこととなります。

給付奨学金を受けられる期間

【概要】

過去に給付奨学金(新制度)の支給を受けたことがない者の支給期間は、学校が定める**修業年限が上限**となります。修業年限とは、各学校が学部・学科または課程・専攻ごとに設ける標準的な教育期間をいいます。武蔵野美術大学の場合は、学部生の卒業に必要な最短期間が4年ですので、**修業年限は4年**となります。

【修業年限に通算されない期間】

大学等が定める正規の手続きを経て認められた休学期間は通算されません。

逆に、この**休学期間以外の期間は、奨学金の支給の有無にかかわらず、全て修業年限に通算されます。**

- ・適格認定(家計)において、奨学生と生計維持者の所得の情報を確認した結果、「支援区分外」と判定されたことに伴う奨学金の支給が止まった(支給額0円)場合の支給停止期間も通算されます。
- ・斟酌すべきやむを得ない事情による留年期間も通算されます。

【注意点】

Jasso 給付奨学金の支給期間と、授業料等減免の認定期間は一致します。そのため、Jasso 給付奨学金が停止すると、同じ期間、**授業料等減免制度も停止**となります。例えば、4~9月は第I区分だったけど、支援区分見直しにより10月~翌年9月までJasso 給付奨学金が支援対象外による停止となった場合は、同じ期間、**授業料等減免も支援対象外(授業料減免額=0円)**となります。

例-1：武蔵野美術大学 造形学部 4年課程のAさんの場合

2020年4月：Aさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。

2020年10月：1年次適格認定(家計)の結果、2020年10月~2021年9月まで、支援区分対象外となる。

2021年10月：2年次適格認定(家計)の結果、2021年10月~2022年9月まで、支給対象となり再開される。

2022年10月：3年次適格認定(家計)の結果、支給継続となる。

2023年10月：4年次適格認定(家計)の結果、2023年10月~卒業予定期まで支援区分対象外となる。

2024年3月：卒業

●大学4年課程（修業年限48カ月）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|------------------|------------------------|----|----|----|----|----|------------------------|-----|-----|----|----|----|-------------------------------------|
| 2020年度 実質1年次生 | 給付奨学金受給 (6カ月) | | | | | | 支援区分外のため 支給停止 (6カ月) | | | | | | 修業年限のカウント 2020/4 ~ 2021/3 (12カ月) |
| 2021年度 実質2年次生 | 支援区分外のため 支給停止 (6カ月) | | | | | | 給付奨学金受給 (6カ月) | | | | | | 修業年限のカウント 2021/4 ~ 2022/3 (12カ月) |
| 2022年度 実質3年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2022/4 ~ 2023/3 (12カ月) |
| 2023年度 実質4年次生 | 給付奨学金受給 (6カ月) | | | | | | 支援区分外のため 支給停止 (6カ月) | | | | | | 修業年限のカウント 2023/4 ~ 2024/3 (12カ月) |

給付終期・卒業2024/3

適格認定(家計)による支援区分見直し

例-2：武蔵野美術大学 造形構想学部 4年課程 Bさんの場合

⇒休学をした人のケース

※適格認定（家計）による支援区分見直しは各年で支援区分対象として認定されたものとします。

- 2020年4月：Bさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。
 2021年6月：2021年6月～2022年3月までの期間、休学する。
 2022年4月：復学し、給付奨学金支給再開。
 2025年2月：修業年限48カ月に達したため、2月より支給停止。
 2025年3月：卒業

●大学4年課程（修業年限48カ月）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|------------------|-------------------|----|---|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|-----------------------------------|
| 2020年度 実質1年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2020/4～2021/3 (12カ月) |
| 2021年度 実質2年次生 | 給付奨学金受給 (2カ月) | | 2021年6月～2022年3月末まで休学、支給停止 (10か月、修業年限外) | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2021/4～2021/5 (2カ月) |
| 2022年度 実質2年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2022/4～2023/3 (12カ月) |
| 2023年度 実質3年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2023/4～2024/3 (12カ月) |
| 2024年度 実質4年次生 | 給付奨学金受給 (10か月) | | | | | | | | | | 支給不可 | | 修業年限のカウント 2024/4～2025/1 (10カ月) |

▲
適格認定（家計）による支援区分見直し

卒業2025/3

※2021年度前期の授業料等減免は、4・5月の2カ月分が減免対象となり、2024年度後期の授業料等減免は、2024年10月～2025年1月までの4カ月分が減免対象となります。

例-3：武蔵野美術大学 造形学部 4年課程 Cさんの場合

⇒斟酌すべきやむを得ない事情により、1年間留年したことがある人のケース

※適格認定（家計）による支援区分見直しは各年で支援区分対象として認定されたものとします。

- 2020年4月：Cさん 1年次に入学。給付奨学金を2020年4月始期で受給開始。
 2021年4月：斟酌すべきやむを得ない事情により留年が確定。留年期間は支給停止。
 2022年4月：進級し、給付奨学金の受給を再開。
 2024年3月：修業年限に達したため、3月分をもって受給停止。
 2024年4月：修業年限外のため、4月以降支給不可。
 2025年3月：卒業

●大学4年課程（修業年限48カ月）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|------------------|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----------------------------------|
| 2020年度 実質1年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2020/4～2021/3（12カ月） |
| 2021年度 実質1年次生 | 2021年4月～2022年3月31日 斟酌すべきやむを得ない事情による留年 | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2021/4～2022/3（12カ月） |
| 2022年度 実質2年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2022/4～2023/3（12カ月） |
| 2023年度 実質3年次生 | 給付奨学金受給 (12カ月) 給付終期：2024/3 | | | | | | | | | | | | 修業年限のカウント 2023/4～2024/3（12カ月） |
| 2024年度 実質4年次生 | 支給不可 | | | | | | | | | | | | 修業年限外 |

▲
適格認定（家計）による支援区分見直し

卒業：2025/3

※給付奨学金受給期間と授業料等減免認定期間は一致します。そのため、Cさんについては、
 2020年度12カ月＋2022年度12カ月＋2023年度12カ月の計38カ月が授業料等減免認定期間
 となります。

※本例は「斟酌すべきやむを得ない事情による留年」です。「**学業成績不振による留年**」は適格認定基準にお
 ける「修業年限で卒業または修了できないことが確定した場合」となり「**廃止**」となります。

Jasso 給付奨学金の申込時期について

Jasso の奨学金への申込タイミングは、給付・貸与とも原則として下記の年 2 回です。

- ① 4 月の入学式・オリエンテーション期間(定期採用という)
- ② 10 月頃に行われる秋採用(臨時採用又は 2 次採用ともいう)

4 月の定期採用で申し込まれた方は、採用可否が学部生は 7 月頃に判明します。学部生の場合、給付奨学金の適用開始月を 2022 年 4 月とした場合は、最速で 7 月頃に採用通知となりますが、最初の奨学金振込時に、4 月分・5 月分・6 月分・7 月分がまとめて振り込まれるかたちです(以降はひと月ごとに振り込まれます)。

10 月の秋採用は、近年は毎年募集がありますが、厳密には毎年実施されるわけではありません。Jasso 次第という採用枠ですので、給付奨学金を希望される方は、原則として定期採用で申し込むようにしてください。また、秋採用で採用となった場合、適用開始月は最速で「2022 年 10 月」となります。入学金減免は受けられなくなりますので、新入生で考えられている方はご注意ください。

Jasso 家計急変による給付奨学金申込について

上記のとおり、通常は春(定期採用)及び秋(臨時採用)の年 2 回募集が行われますが、家計急変の場合は通年で申し込みを受け付けています。ただし、家計急変事由発生日から 3 カ月以内に申し込む必要がありますのでご注意ください。

【家計急変の事由】

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申し込むことが可能です。

| 事由 | 証明書類 |
|--|---|
| A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u> | 下記のいずれか ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 住民票（死亡日記載） |
| B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難 | ・ 医師による診断書 <u>及び</u> ・ 病気離職中であることの証明書 |
| C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業に限る） | 下記のいずれか ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証 |
| D：生計維持者が震災・火災・風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明・行方不明・就労困難など、世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | ・ 罹災証明書 <u>及び</u> ・ 事情書（所定の様式） |

【家計急変の事由に関する注意事項】

- ① 収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象となりません。
- ② 下記の事由については、被災した場合(表 D に該当する場合)を除いて、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。
 - ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
 - ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
 - ・雇用保険に加入していない生計維持者(会社経営者等)の離職
- ③ 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇(休職)について、
 - ア) 当該休暇(休職)の期間 及び、
 - イ) 当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書(機構の定める様式又はこれに準ずる書面)の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。
- ④ 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、授業料等減免及び給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

1A(11) : 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)

1B(12) : 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

2A(21) : 雇止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、雇止めとなったため離職したとき)

2B(22) : 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職

2C(23) : 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにも関わらず、更新できなかった場合)

3A(31) : 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

3B(32) : 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

3C(33) : 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月以上)

3D(34) : 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※コロナウイルス感染症による家計急変も対象となる場合があります。詳細は学生生活チームへご相談いただくか、2022年度のJasso案内冊子「給付奨学金案内-家計急変-」をご参照ください。

※定期採用者・臨時採用者の適格認定(家計)は年1回(9月)ですが、**家計急変採用者は3カ月ごとに適格認定(家計)が行われます**。その都度、「現況届」や「家計急変後の所得を証明する書類」といった書類の提出が求められますのでご認識ください。また、**授業料減免に関する「継続願」も3か月ごとの提出**が必要となります。なお、家計急変の事由が発生した月から15カ月経過後には1年ごととなり、事由が発生した翌々年10月以降は、原則としてマイナンバーを利用した支援区分見直しとなるため、家計急変に特化した手続きは不要となります。

日本学生支援機構（Jasso） 貸与型奨学金について

Jasso 貸与型奨学金の種類

Jasso 貸与型奨学金は以下の3種類があります。

| 奨学金の種類 | 利息 | 貸与の方法 | |
|--------------|------|--------|-------------------------|
| 第一種奨学金 | 利息ナシ | 毎月の奨学金 | 原則として毎月1回振込 |
| 第二種奨学金 | 利息アリ | 毎月の奨学金 | 原則として毎月1回振込 |
| 入学時特別増額貸与奨学金 | 利息アリ | 一時金 | 上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込 |

※第一種と第二種は両方受けることが可能で、両方とも受けることを**併用貸与**とといいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合があります。

まずは、**本当に併用しなくてはならないか、その必要があるかをよく考えて**申請してください。

申請する際は卒業後に返還となることを想定し、貸与月額を慎重に検討してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません。

第一種か第二種、どちらかに増額して貸与を受ける必要があります。

Jasso 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難があると認められる人が対象です。ただし、以下の①～④に該当する人は、申込資格を確認する必要があります。申請時に学生生活チームへ相談するようにしてください。

- ① **留年中の人**
→留年(休学等の学籍異動のため、同一学年を引き続き再履修している人は除外されます)に相当する期間等は申し込むことは出来ません。
- ② **過去に奨学金の貸与を受けたことがある人**
ア:奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明し、その状態が速やかに解消しない場合には、**不採用又は採用取消**となります。
Ⅰ:過去に貸与を受けた奨学金の**返還誓約書が未提出**である場合
Ⅱ:過去に貸与を受けた奨学金の返還が**延滞中**である場合
イ:奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。採用後に判明した場合は採用取消となります。
ウ:過去に奨学金の貸与を受けた人が、**同じ学校区分で新たに同じ奨学金の種類を希望する**場合、貸与期間が短縮されたり、申込不可となる場合があります。
- ③ **債務整理中の人**
債務整理中の人には申し込むことはできません。
- ④ **外国籍の人**
給付奨学金と同様の基準があります。以下の表をご確認ください。

| 国籍 | 在留資格等 | 提出書類 |
|-------|---|--|
| 日本国以外 | 法定特別永住者 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 | <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 等、在留資格・在留期間が明記されているもの(いずれか1つ) |
| | 上記以外 | 支給の対象となりません。 |

Jasso 貸与奨学金に係る学力基準について

| 項目 | | 「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」 |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 2021年度入学者 <新1年生> | い ず れ か に 該 当 | ①高等学校又は専修学校高等課程最終2カ年の成績の平均が、各学校区分において以下の基準を満たすこと。 大学・短期大学： 評定平均 3.5 以上 |
| | | ②上記①を満たさない場合であっても、 生計維持者の住民税が非課税 （市区町村民税所得割額が0円）である者、 生活保護受給世帯 の者、又は 社会的養護を必要 とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、以下のア又はイのいずれかに該当する者。 ア：特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。 イ：学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。 |
| | | ③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。 |
| 2020年度以前入学者 <2~4年生> | い ず れ か に 該 当 | ①本人の属する学部（科）の 上位1/3以内 であること。 |
| | | ②上記①を満たさない場合であっても、 生計維持者の住民税が非課税 （市区町村民税所得割額が0円）である者、 生活保護受給世帯 の者、又は 社会的養護を必要 とする者（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等）であって、以下のア又はイのいずれかに該当する者。 ア：特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。 イ：学修に意欲があり、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。 |
| | | ③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。 |

「第二種奨学金のみ」

以下の①～④のいずれかに該当すること。

- ①出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ③学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
- ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。

※収入情報は原則として、マイナンバーにより自治体等から取得されます。

春の定期採用では2020年分（1～12月分）、秋の臨時採用がある場合は2021年分（1～12月分）の収入情報により家計基準の判定が行われます。

Jasso 貸与奨学金に係る年収・所得の上限額の目安について

家計基準は、生計維持者(原則父母)の年収(給与収入の場合)・所得金額(給与以外の収入の場合)等から、特別控除額を差し引いた金額(認定所得金額といえます)が、世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることです。

下表は3人世帯・4人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。基準額は変わることがあります。最新の基準額、その他の世帯人数の年収・所得の上限額の目安はJassoのホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/koho_kettei/index.html

| 学種 | 世帯人数 | 通学形態 | 給与所得者の世帯(年間収入金額) | | | 給与所得以外の世帯(年間の所得金額) | | |
|------|------|------|------------------|------|------|--------------------|-----|------|
| | | | 第一種 | 第二種 | 併用貸与 | 第一種 | 第二種 | 併用貸与 |
| 私立大学 | 3人 | 自宅 | 735 | 1063 | 676 | 340 | 655 | 299 |
| | | 自宅外 | 795 | 1110 | 743 | 387 | 702 | 346 |
| | 4人 | 自宅 | 804 | 1147 | 753 | 396 | 739 | 353 |
| | | 自宅外 | 851 | 1194 | 808 | 443 | 786 | 400 |

Jasso 貸与奨学金ごとの貸与月額について

① 第一種奨学金について

| 月額の種類 | 私立大学 | |
|---------------|---------|---------|
| | 自宅 | 自宅外 |
| 最高月額 | 54,000円 | 64,000円 |
| 最高月額 以外の月額 | | 50,000円 |
| | 40,000円 | 40,000円 |
| | 30,000円 | 30,000円 |
| | 20,000円 | 20,000円 |

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する

場合のみ利用することができます。

※自宅外通学の方は、自宅通学の月額も選択可能です。

※給付奨学金を併給する方は、上記の表とはなりません。

自分の支援区分を確認し、P.9の表から併給調整額を

ご確認ください。

② 第二種奨学金について

第二種奨学金の貸与月額は**2万円から12万円までの間**で、1万円単位で額を選択することが可能です。

採用後の話ではありますが、第二種奨学金及び入学時特別増額貸与の利率の算定方式は、「**利率固定方式**」と「**利率見直し方式**」のどちらか一方を選択していただきます。いずれの方式も、利率の上限として「年3%」が定められています。最新の利率についてはJassoホームページで確認してください。

③ 入学時特別増額貸与奨学金(一時金)について

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円から50万円までの間で、10万円単位で額を選択することができます。申込は入学時(編入学者は編入学時)の1回に限ります。同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要がありますのでご注意ください。

| 公庫の融資の申込み | 入学時特別増額貸与奨学金の利用 |
|---|-----------------|
| 下記、1～5の要件を全て満たしたが、公庫の審査の結果、融資を断られた場合 | ○ (利用可能です) |
| 下記、1～5の要件を全て満たしたが、公庫の審査の結果、融資を受けられた場合 | × (利用不可です) |
| 下記、1～5の要件を全て満たさないために、公庫の審査の結果、融資を断られた場合 | × (利用不可です) |

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること。
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと。
3. 用途が教育資金であること。
4. 保護者等による申込であること。
5. 過去に公庫の「国の教育ローン」を利用していないこと。

Jasso 貸与奨学金 保証制度について

Jasso 貸与奨学金を受けるには、「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択します。申込時に選択する必要がありますが、採用後は原則として変更することができません。やむを得ない事情に限り、「人的保証」から「機関保証」へ変更できる場合があります。ただし、採用時に遡って保証料の一括納入が必要ですので、ご注意ください。

なお、「機関保証」から「人的保証」に変更することはできません。

① 人的保証制度

「連帯保証人(原則父母)」ならびに「保証人(父母を除く、四親等以内の成年親族[おじ・おば・兄弟・いとこ等]で65歳未満の者)」を選任して、奨学生本人が将来、仮に奨学金の返還ができなくなった場合に、連帯して責任を負う制度です。予め、連帯保証人、保証人の承諾を得てください。採用決定後すぐに、連帯保証人の署名捺印、印鑑証明書、収入に関する証明書、保証人の署名捺印、印鑑証明書が必要となります。四親等以内の親族でない者を選任した場合には、さらに他の証明書類の提出が必要となります。

② 機関保証制度

連帯保証人や保証人は必要とせず、月々の「保証料」を支払うことで保証機関に保証をってもらう制度です。家族や親族に保証してもらうことなく奨学金を借りることができますが、「保証料」は月々の奨学金から差し引かれ、毎月の奨学金額が減ることになります(返済額に変わりはありません)。また、仮に将来奨学生本人が奨学金の返還が出来なくなった場合には、保証機関が奨学生の代わりにJassoへ返還を行います。その後、保証機関から奨学生本人に対し、一括で請求が行われることとなります。

Jasso 貸与奨学金の申込時期について

Jasso の奨学金への申込タイミングは、給付・貸与とも原則として下記の年 2 回です。

- ① 4 月の入学式・オリエンテーション期間(定期採用という)
- ② 10 月頃に行われる秋採用(臨時採用又は 2 次採用という)

4 月の定期採用で申し込まれた方は、採用可否が院は 6 月、学部生は 7 月頃に判明します。学部生の場合、貸与奨学金の適用開始月を 2022 年 4 月とした場合は、最速で 7 月頃に採用通知となりますが、最初の奨学金振込時に、4 月分・5 月分・6 月分・7 月分がまとめて振り込まれるかたちです(以降はひと月ごとに振り込まれます)。

10 月の秋採用は、近年は毎年募集がありますが、厳密には毎年実施されるわけではありません。Jasso 次第という採用枠です。

Jasso 給付・貸与共通 スカラネット入力に関する注意事項

奨学金申込時に「スカラネット」というインターネットページから申込入力をしていただきます。大学から指定された期限内に、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないように入力してください。**入力が完了し、送信した内容は原則として変更できません。**

★スカラネットの動作確認済み環境について

スカラネットの動作環境は、以下が前提となっています。

- ・OS : Windows 系、iOS 系、Android 系
 - ・ブラウザ : Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome
- その他詳細は <https://www.sas.jasso.go.jp/> のトップから確認してください。

★スカラネット入力に関する注意事項

- (1) 申込画面は 8 つの画面で構成され、1 画面あたり 30 分の制限時間があります。
- (2) 識別番号(ユーザ ID・パスワード)は提出書類(スカラネット入力下書き用紙のコピーなど)と引き換えに、大学からお渡します。
- (3) 「マイナンバー提出書」に記載された申込 ID とパスワードの入力も必要になります。必ず学生生活チームから受け取ってください。

★文字入力について

- (1) 旧字体や複雑な文字については、以下の扱いとなる場合があります。
 - ・「吉」など、一部の文字はシステム上受け付けできません。該当する文字の新字体で入力してください。
 - ・該当する文字の新字体がない場合は、ひらがなで入力してください。
 - (2) 外国人氏名の入力は、以下の扱いとなります。
 - ・ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。
 - ・氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄とも、全てカタカナで入力してください。アルファベットは使用できません。
 - ・「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ 5 文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ 15 文字まで入力可能です。制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください。名前が途中で途切れても構いません。漢字氏名欄は途中で入力を止めて、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。
- ※全角漢字氏名欄に 6 文字以上入力すると、エラーになってしまい先に進めません。
カナ氏名欄は 15 文字入力できるので、フルネームを入力してください。

【例】『武蔵 トーマス 太郎』さんの場合

- ・漢字氏名欄 (姓) 武蔵 (名) トーマス太 (5 文字を超える「郎」は入力しない)
- ・カナ氏名欄 (姓) ムサシ (名) トーマスタロウ

その他、Jasso 案内冊子「奨学金を希望する皆さんへ」に詳細記載されていますので、必ずお目通しください。

授業料等減免制度について

高等教育の修学支援新制度は、「日本学生支援機構(Jasso) 給付型奨学金」と「授業料等減免制度」の二つの制度によって構成されています。このうち、授業料等減免制度は、Jasso 給付奨学金に申し込み、採用されると「授業料等減免認定対象者」として見なされます。その後、授業料等減免制度に各自で大学へ申し込みを行い、「授業料等減免認定者」として認定される流れです。授業料等減免制度は、Jasso 給付奨学金の支援区分及び適用期間と連動します。ですので、原則として「Jasso 給付奨学金に申し込まず、授業料等減免制度のみを申請する」ということはありません。

入学金の減免について

入学金の減免は、原則として当該年度4月に入学した新入生と編入学で入学された新入生について対象となります(既に編入前の大学で減免を受けている場合は対象となりません)。

また、入学金減免の対象となるのは、「Jasso 給付奨学金の適用開始年月」と「入学年月」が一致することが条件となります。武蔵野美術大学は4月入学ですので、2022年度の新入生の入学年月は「2022年4月」となります。Jasso 給付奨学金、春の定期採用に申し込みをする際に、「何月分からの受給を希望するか」という設問がありますので、特段の理由がなければ、「2022年4月」と入力するようにしてください。

入学金・授業料の減免額について

授業料等減免額は、Jasso 給付奨学金にて確認された「支援区分」に応じて減免額が算出されます。具体的な減免額については下表のとおりです。

武蔵野美術大学の学部生（昼間） 授業料等減免額

| | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 入学金 (新入生のみ) | 260,000円 | 173,400円 | 86,700円 |
| 前期授業料減免額 | 350,000円 | 233,400円 | 116,700円 |
| 後期授業料減免額 | 350,000円 | 233,300円 | 116,700円 |

※例：新1年生で、前期第Ⅰ区分、後期第Ⅲ区分だった場合は、
260,000円（入学金減免額） + 350,000円（前期授業料減免額）

+ 116,700円（後期授業料減免額）の、計726,700円が年間の減免額となります。

※家計急変によって採用された方などは、3カ月ごとに支援区分見直しが行われます。

そのため、たとえば4~6月は第Ⅰ区分、7~9月分は第Ⅱ区分、
10月以降は支援対象外といったこともあります。

そういった場合は各月ごとの月割りで減免額を算出します。

入学金・授業料の減免方法について

武蔵野美術大学では「還付」によって減免を実施しています。また、前期・後期に別れていますので、前期は「入学金（対象者のみ）+前期授業料の減免」、後期は「後期授業料の減免」で2回実施されるかたちです。Jasso 予約採用者・在学採用者ともに、一度満額をお振込みいただき、その後に指定された口座へ「還付(返金)」する方式です。予約採用された新1年生の場合、「**進学届**」という手続きを行う必要があります。「自分が何という大学に進学が決まったか」をJassoと大学に届出る手続きです。これを行わない限りは授業料等減免が実施されません。

授業料等の減免（還付）実施後に支援区分が変更した場合

家計急変採用、学籍異動など、ケースによっては還付実施後に支援区分の変更が起こる可能性があります。たとえば、家計急変採用で4～9月(前期)は第Ⅰ区分として採用されたAさんの場合です。3カ月に一度の適格認定によって7～9月の支援区分が第Ⅱ区分となったとします。前期還付を5月に第Ⅰ区分として実施していた場合、7～9月分は第Ⅱ区分で計算し直さなくてはなりませんので、減免額に誤差が生じます。

また、同じく定期採用で4～9月(前期)は第Ⅰ区分で採用されたけど、7月から休学することとなったBさんがいたとします。P.11をご覧くださいと分かるとおり、休学期間は修業年限には通算されませんが、その間の支援は停止します。つまり、前期4・5・6月は支援適用期間となりますが、7・8・9月の3カ月は支援適用期間外となります。後期についてですが、本学の休学期間は「何月から休学しても、終わりは3月末(当該年度休学)」となっています。そのため、後期の支援は停止のままとなります。

Aさんの例

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|----|----|---------------------|----|----|-----------------------|-----|-----|-----------------------|----|----|
| 第Ⅰ区分で 家計急変採用 | | | 適格認定(家計の結果) 第Ⅱ区分 | | | 後期は適格認定(家計)の 結果による | | | 後期は適格認定(家計)の 結果による | | |
| | | | ▲ 適格認定(家計) | | | ▲ 適格認定(家計) | | | ▲ 適格認定(家計) | | |

【(350,000円(第Ⅰ区分満額) / 6) × 3 = 175,000円】 + 【233,400(第Ⅱ区分減免額) / 6) × 3 = 116,700円】 = 291,700円が前期減免額。

Bさんの例

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------------------|----|----|--------------------|----|----|--|-----|-----|----|----|----|
| 給付奨学金・授業料等減免対象 第Ⅰ区分(3カ月) | | | 休学により支援停止 (3カ月) | | | ムサビの休学は年度単位(何月から休学しても、 終わりは3月)のため、後期も支援停止 | | | | | |

(350,000円(第Ⅰ区分満額) / 6) × 3 = 175,000円が授業料減免額となる。

Aさんの場合、9月と12月の適格認定(家計)で支援区分がそれぞれ決まり、それに応じた減免額を同様に月割りで算出します。支援区分対象外となった場合は0円となり、授業料等減免も同じ期間、0円となります。

Bさんの場合、175,000円が前期減免額となり、後期は0円となります。第Ⅰ区分で還付が実施された場合、満額が350,000円となりますので、175,000円の誤差が出ます。この誤差175,000円は大学へ返還していただくこととなりますのでご注意ください。

採用後について

高等教育の修学支援新制度(Jasso 給付奨学金、授業料等減免)は、P.3「学生生活チームからのお願い」に記載しているとおり、**採用後も様々な手続きが必要**となります。そのことを認識した上で申し込むようにしてください。

主な注意点のみ、下記に記載します。

- ① Jasso 給付奨学金について、「自宅外通学」を選択して採用された方は、採用後に「自宅外通学であることの証明書類の提出」が必要となります。本冊子 P.9 や機構の案内冊子をよく読んでおいてください。
 - ② Jasso 給付奨学金は「誓約書」、貸与奨学金は「返還誓約書」の提出が必須です。詳細は採用後に説明します。
 - ③ Jasso 給付奨学金に採用された方は、ほぼ同時に「授業料等減免認定対象者」となります。対象者となった方たちは、「授業料等減免認定申請書」「学修計画書」「授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙」「武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙」の提出が必須です。
 - ④ Jasso 奨学金に採用されてからは、「在籍報告」や「継続願」などのインターネットからの届出が必要となります。その際には自分の奨学生番号が必要となることがあります。奨学生番号は自分のスマートフォンにメモ登録しておくなど、忘れないようにしてください。
 - ⑤ 授業料等減免事業については、年 2 回、書面による「継続願」の提出が必須となります。
 - ⑥ 高等教育の修学支援新制度は、9 月に適格認定(家計)が行われ、10 月からの支援区分が変わる可能性があります。支給額に変更があったり、支援が停止することがありますのでご承知おきください。
 - ⑦ Jasso 給付奨学金は**適格認定(学業成績等)**の結果により、支給が打ち切られることがあります。以下のいずれかに該当し、そのことについて災害・傷病・その他やむを得ない事情があると認められない場合、奨学金の支給が打ち切られます。給付奨学金が廃止された場合、授業料等減免も受けられなくなりますのでご注意ください。
また、懲戒による退学処分などの場合には、**給付奨学金も返還が必要となる場合があります。**
 - (1) 退学・停学(無期又は 3 カ月以上)の処分を受けた場合
 - (2) 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
 - (3) 修得単位数が標準の 5 割以下の場合
 - (4) 出席率が 5 割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ★ 適格認定(学業成績等)において、以下のいずれかの場合には「警告」という通知が行われます。「警告」を連続で受けた場合、支給が打ち切られます(廃止)。
- (1) 修得単位数が標準の 6 割以下の場合
 - (2) GPA(平均成績)等が、下位 4 分の 1 の場合(次のア・イに該当する場合を除く)
 - ア: 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合
 - イ: 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合
 - (3) 出席率が 8 割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

★給付奨学生の継続に係る手続きについて（採用後）

■『在籍報告』について

新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や生計維持者等について、インターネット(スカラネット・パーソナル)を通じて届け出る必要があります。在籍報告は毎年4月・7月・10月の年3回あります。

未提出の場合、給付奨学金の支給が止まりますので、必ず決められた期間内に提出(入力)してください。

休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。

第一種奨学金を併給している場合、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。在籍報告については、学生生活チームからLiveCampusを通じて通知しますので、忘れずに入力(提出)するようにしてください。

■給付奨学金『継続願』について

給付奨学生は、毎年1回、スカラネット・パーソナルを通じて、インターネットから「給付奨学金継続願」を提出(入力)します。例年おおよそ12月～1月に入力(提出)することとなっています。継続願が未提出の場合、4月からの給付奨学金が停止します。在籍報告と同様、休学中等により停止中の人も入力(提出)の必要があります。在籍報告と同じく、LiveCampusで通知しますので、忘れずに入力(提出)するようにしてください。

★授業料等減免の継続等に係る手続きについて（採用後）

■必要書類の提出

定期採用の申込時に、給付奨学金を希望する方は同時に授業料等減免に関する申請書類を提出していただきます。具体的には「授業料等減免認定申請書」「学修計画書」「還付口座に関する書類」です。これらのうち、1つでも未提出のものがある場合には、授業料等減免が実施されませんのでご注意ください。なお、これらの書類は給付奨学金に採用されなかった場合は不必要な書類となりますので、大学にて裁断処理の上、破棄させていただきます。

■授業料等減免 継続願の提出

本学の授業料等減免は前期と後期に分けて実施されます。そのため、「当該年度後期の継続願(7月頃予定)」と「次年度前期の継続願(12月頃予定)」の年2回提出することとなります。給付奨学金 継続願とは異なり、紙ベースでの継続願です。必要事項を記入して学生生活チーム 窓口へ提出します。これも提出されない場合、授業料等減免は実施されませんのでご注意ください。

その他の必要な手続きについては、学生生活チームから適宜ご連絡します。改めて、通知を見落とさないこと、電話に出ること、手続きの期日を守ることを心がけるようにお願いします。

申し込み手続きについて

高等教育の修学支援新制度に申し込むには、まずは「Jasso 給付奨学金」に申し込み、採用される必要があります。給付奨学金に採用された方は、ほぼ同時に「授業料等減免認定対象者」として見なされます。各手続きを終え、採用され、給付奨学生証(書面)と授業料減免認定通知書(書面)を受け取られた方が、高等教育の修学支援対象者となります。

| | |
|-----------------|---|
| 入学式・オリエンテーション週間 | <p>新入生は学生証を受け取り、LiveCampusの設定を行う。</p> <p>学生生活チームにて、自分の希望する奨学金(学部貸与・給付、院貸与)の案内冊子、書類を受け取る。</p> <p>各自で大学から受け取った書類、機構案内冊子を熟読する。</p> <p>大学のホームページから奨学金ガイダンス動画を視聴する。</p> <p>ガイダンス動画、案内書類、機構冊子等を確認しつつ、各自の申込必要書類(下表参考)を揃える。</p> <p>機構案内冊子に挟まれている「スカラネット下書き用紙」を間違いのないように記入(鉛筆可)し、コピーを取る。</p> <p>学生生活チーム窓口にて、学生証を持って来課し、申込書類を提出する。</p> <p>→貸与奨学金のみ希望する学生(院生含む)は、「[貸与奨学金] 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(提出用)」、「スカラネット下書き用紙のコピー(原本は学生本人が持つておく)」「特殊事情に関する証明書類(該当者のみ)」を、 4月28日(木) 16:30までに学生生活チームへ提出。</p> <p>→給付奨学金(貸与と併用の方も含む)を希望する学生は、「給付奨学金確認書(提出用)」「スカラネット下書き用紙のコピー(原本は学生本人が持つておく)」「授業料減免認定申請書」「学修計画書」「授業料等還付口座届出書類」「還付口座通帳のコピー添付用紙」「特殊事情に関する証明書類(該当者のみ)」を揃えて、4月28日(木) 16:30までに学生生活チームへ提出。</p> <p>※授業料等認定申請書に記載する給付奨学金申込受付番号は、提出時点では空欄で構いません。</p> <p>※貸与との併用を希望する人は、「[貸与奨学金] 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書(提出用)」も提出。</p> <p>スカラネット下書き用紙については、給付と貸与併用希望の場合、給付用の下書き用紙のみで大丈夫です。</p> |
|-----------------|---|

| 必要書類 | 給付奨学金 | 貸与奨学金 | 備考 |
|-----------------------|-------|-------|---------------------|
| 確認書(兼同意書) | ● | ● | 全員提出(それぞれ必要) |
| マイナンバー提出書類 | | ● | 全員※ |
| スカラネット下書き用紙 | | ● | 全員※ |
| 在留資格及び在留期間が明記されている証明書 | | ● | 該当者のみ※ |
| 施設等在籍証明書等 | | ● | 該当者のみ※ |
| 収入に関する証明書類 | — | ● | 該当者のみ |
| 特別控除証明書類 | — | ● | 該当者のみ |
| 授業料等減免に関する提出書類 | ● | — | 給付を希望する人(貸与のみの方は不要) |

※給付と貸与の併用の人は1部で可。その場合、スカラネット下書き用紙は給付用のものを使用してください。

※授業料等減免に係る手続き書類は本冊子巻末に付いていますので、適宜ご利用ください。

| | |
|------|---|
| 4月5日 | <p>必要書類の提出と引き換えに、学生生活チームから「マイナンバー提出書のセット(学部生のみ、大学院生は後日)」と、「スカラネット入力用 大学のIDとパスワード資料」を受け取る。</p> <p>「マイナンバー提出書類に記載のID・パスワード」と「大学のID・パスワード」を使ってスカラネットにログインし、スカラネット入力下書き用紙の原本を見つつ、間違いのないように5月6日(金)までにスカラネットに入力する(インターネット)。</p> <p>学部生は、スカラネット入力から1週間以内に、マイナンバー提出書類を「日本学生支援機構」へ郵送する。</p> <p>※マイナンバー提出書類は大学への提出ではなく、日本学生支援機構への郵送ですのでご注意ください。</p> <p>大学院生は採用後に郵送するので、この時点でマイナンバー提出書類を郵送する必要はありません。</p> |
|------|---|

※マイナンバーから情報取得ができない人は、生計維持者の収入に係る書類提出が必要となります。

スカラネット下書き用紙の記入、入力時の注意事項

スカラネット下書き用紙の作成、スカラネット入力に際しての注意事項です。スカラネット入力下書き用紙は、コピーを学生生活チームに提出してもらいます。皆さんがインターネットからスカラネットに入力した内容を、このコピーを見ながら大学はチェックします。下書き用紙は間違いのないように記入してください。本資料の P.19 にも入力する際の注意事項を載せていますので、お目通しください。

- 貸与開始月(あなたは何月分から貸与を希望しますか)について(貸与希望者のみ)
→特段の理由がない場合は、「**2022年4月**」を選択してください。理由があって別の日付とする場合は、必ず学生生活チームへご相談ください。
- あなたの在学情報、「専攻科・別科」について
→「あなたは専攻科又は別科に在学していますか」という設問では、必ず「**いいえ**」を選択してください。
- 年間授業料の入力について
→学科問わず、**119万円**で記入・入力してください。
- 大学の郵便番号について
→ホームページや学生手帳では、代表宛先として「〒187-8505」となっていますが、スカラネット入力する際の自動識別ではこの郵便番号だと反応しません。小平市小川町の郵便番号「**187-0032**」を入力してください。
- スカラネット入力下書き用紙の最後は、「通帳(口座名義人・口座情報が記載されている部分)のコピー」を貼り付けるページとなっています。しかしながら、このページには貼り付けずに、通帳のコピー単体として A4×1 枚で提出してください。

マイナンバー提出書類に関する注意事項

- マイナンバー提出書類には「ID・パスワード」が振られています。この ID・パスワードは、**スカラネット入力時に必要となります**。また、給付奨学金確認書にも転記する必要があります。

WAKACALD01-710

マイナンバー提出書

【2022年度在学採用】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構(以下、「機構」という)の奨学金の貸与奨学金、給付奨学金又は貸与奨学金と給付奨学金の両方を申し込むにあたり、私及び生計維持者のマイナンバー(個人番号)並びに機構が指定する番号確認書類等を提出します。また、私及び生計維持者は、機構が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報を利用すること、並びに機構が取得した各自の個人情報と私への奨学金に関する案内に利用することに同意するとともに、私が機構から過去に貸与奨学金又は給付奨学金又は貸与奨学金又は給付奨学金を受け取ったことについて、上記のとおり同意します。

(機構受付用)

スカラネット(インターネット)奨学金申込用 【申込ID・パスワードは1人ずつ違います】

| | |
|------|-------|
| 申込ID | パスワード |
|------|-------|

QRコード

・黒のペン又はボールペンで正確に記入してください。
・氏名(署名)は、提出必要書類に記載の氏名を各自が記入してください。

記入日(西暦) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

| | | | | | | |
|-----------|--------------|----|----|---------|---|------|
| 申込者本人(学生) | フリガナ | | | 記入日(西暦) | | |
| | 氏名(署名) | | | 20 | 年 | 月 日 |
| | マイナンバー(個人番号) | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和 | 平成 | 年 | | 日 |
| 現住所 | 〒 | | - | | | 都道府県 |
| | | | | | | 市区町村 |

SAMPLE

2. マイナンバー提出書類を記入する際は、必ず同封の『【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法』を見ながら確認しつつ記入してください。

(2022年度在学採用申込者用)

独立行政法人 日本学生支援機構



【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法

- ◆ 奨学金を申し込む方は、申込者本人と生計維持者のマイナンバーを提出してください。
- ◆ 過去にマイナンバーを提出したことがある方も、改めて提出する必要があります。

1. スカラネット(インターネット)から奨学金を申し込む。

申込ID ZD22000000 パスワード ****

マイナンバー提出書に記載された申込IDとパスワードが必要です。

2. おもて面に署名する。

必ず、申込時に入力した申込IDが印刷されている「マイナンバー提出書」を使用します。

3. うら面に書類を貼付する。

本人は番号確認書類と身元確認書類、
生計維持者は番号確認書類を用意します。
※用意する書類は2~3ページへ
※カードサイズ以外の書類は、貼り付けずに
封筒に同封してください。

4. 簡易書留で郵送する。

提出先は学校ではありません。
緑色の提出用封筒で簡易書留にて郵送してください。

※郵送料はご本人負担をお願いします。
※マイナンバー関係以外の奨学金申込書類は、
学校に提出してください。

(おもて面)

(うら面)

マイナンバーの提出期限は、スカラネットから奨学金を申し込んだ後
《1週間以内》です。

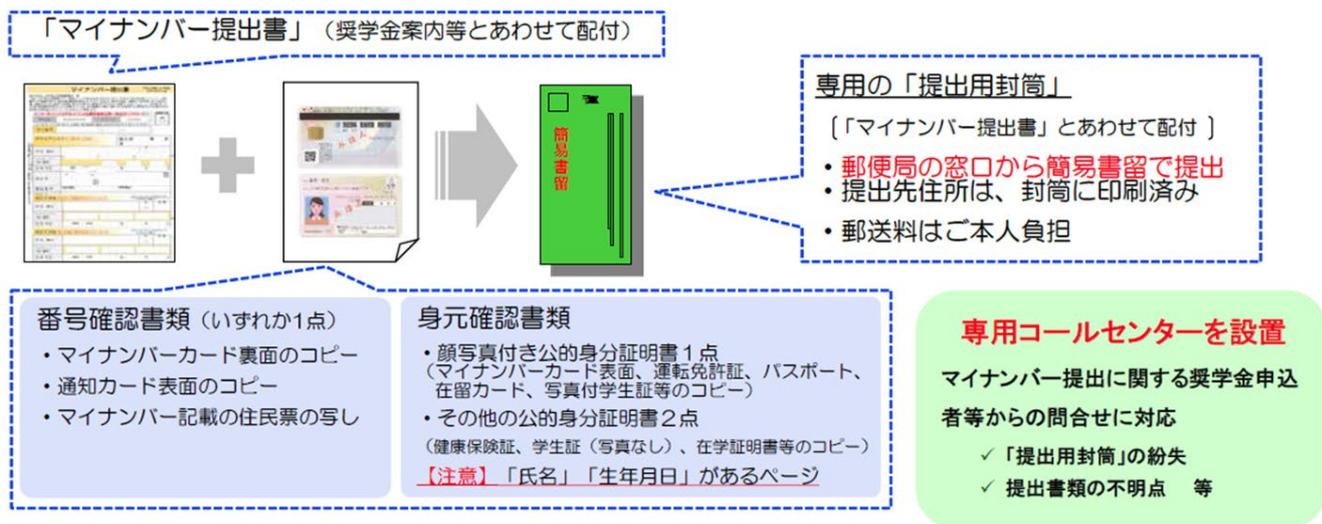
3. マイナンバー提出書類の機構郵送提出期限は、**スカラネットに入力が完了してから1週間以内**です。無論、**未提出の場合は採用されることはありません**。なお、過去に奨学金の申込等で提出したことがある人も、改めて提出する必要があります。給付奨学金(在学採用)と貸与奨学金を併せて申し込む場合は、申し込み手続きは1回でまとめて行うことが可能です。給付奨学金と貸与奨学金、それぞれで用意する必要はありません。

給付奨学金では、学生本人と生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市町村税が課税されていない場合、専攻に必要な情報をマイナンバーで取得できません。海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は、別途の対応が必要となります。

以下の機構ホームページに掲載されている内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

提出方法



提出期限

スカラネットでの申込(入力)後、一週間以内

【授業料等減免手続き用様式集】

- ① 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
(授業料等減免、表・裏の2ページ)
- ② 武蔵野美術大学 修学支援の措置に係る学修計画書(授業料等減免、表・裏の2ページ)
- ③ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、当年度後期継続申請用)
- ④ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、次度前期継続申請用)
- ⑤ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書
(授業料等減免、家計急変者用)
- ⑥ 授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙 (授業料等減免)
- ⑦ 武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙 (授業料等減免)
- ⑧ 授業料等減免事業 還付振込口座届出用紙 口座変更届出用 (授業料等減免)
- ⑨ 武蔵野美術大学 授業料等減免事業 通帳コピー添付用紙 口座変更届出用 (授業料等減免)

※本様式集の様式は、必要に応じてご利用ください。